

第 3 編 風水害対策計画

第 1 章 総 則

第1節 計 画 の 目 的

風水害とは、台風・低気圧・竜巻等をもたらす強風による災害と、台風・集中豪雨・融雪等による水害とを総称したものである。

市は、これら風水害に対して、予防対策、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に行うことを目的に、災害対策基本法第42条（昭和36年法律233号）の規定に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものである。

これにより、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、総力を結集して、本市に発生した風水害から、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保するものである。

第2節 計 画 の 目 標

この計画は、本市域において過去に発生した風水害の状況及び措置などを基礎資料とし、その特性を考慮しつつ、今後想定される相当規模の風水害に対応できる計画とする。

第3節 風水害対策の基本方針

第 1 過去の災害の教訓を生かす

台風、集中豪雨等によって入間川や不老川をはじめとする河川の氾濫や道路冠水・溢水等が発生している。

これらの水害等の教訓を生かしつつ、急斜面の崩壊や落石など風水害等自然災害への対策を構築していく。

また、大規模火災、危険物事故、突発性重大事故等人為的な原因による災害についても、それぞれ防災対策の充実強化を図っていく。

第2 初動対応を重視

素早く活動態勢を確立し、初期の段階において災害に対処していくことが、被害の拡大を防ぐ上で、非常に重要であるため、風水害時の統括責任者、初動緊急救助班の任命、職員の参集基準の明確化や災害対策本部の機能強化を図る。

第3 自主防災体制の強化

災害を未然に防止し、災害による被害を最小限にとどめるため、自主防災組織等の充実を図るよう努める。

第4 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

第5 防災施設の整備及び資機材の備蓄等の推進

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備の整備及び物資の備蓄等を図る。

第4節 災害の想定

入間市において発生が予想される災害は、概ね次に掲げるものである。

1 自然現象に基づく災害

- (1) 台風又は集中豪雨による被害
- (2) がけくずれによる被害
- (3) 寒害、冷害による被害

2 人為的原因に基づく災害

- (1) 大火災及び交通災害
- (2) ガス、火薬等の危険物、油類の爆発による産業災害
- (3) その他多数の者の生命、身体、財産に危険がある場合

第5節 入間市の概況

1 気象

市の気象は、太平洋気象区に属するが、四季を通し北の風が吹く日が多く、冬季には乾燥した晴れの日が多い。また、春季から秋季にかけて南風が吹き、夏季は蒸し暑い高温多湿の日が続く。

平均気温（平成19年）は、15.2℃で、月平均気温では、8月が最も高く28.2℃で最も低くなるのは、1月の4.8℃で、その差は23.4℃になる。

降水量は、平成19年中は1319.5mmあり、月別では、9月が301.5mmと多く、2月が33.5mmと少ない。風速は、平均で2.5m/sと弱い。

平成19年の気象 [観測場所:入間市消防本部(標高110m)]

	温度(°C)			湿度(%)			風速(m/s)		最多風向		総雨量(mm)	積雪(cm)
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	平均	風向	%		
1月	15.1	-3.5	4.8	97.8	28.1	65.1	21.8	2.4	N	20.8	39.5	0.0
2月	17.7	-4.1	6.3	97.5	16.7	61.5	20.7	3.1	N	25.3	33.5	0.0
3月	25.2	-2.7	8.7	97.4	17.0	57.2	18.5	3.3	N	26.5	36.0	0.0
4月	26.9	0.0	12.3	97.3	10.2	69.3	18.1	2.9	N	17.0	123.0	0.0
5月	29.8	7.0	18.3	97.0	20.5	66.6	19.0	3.0	S	21.5	100.5	0.0
6月	32.5	13.6	22.3	97.1	19.1	74.6	14.5	2.5	S	26.0	52.5	0.0
7月	35.0	17.6	23.6	97.0	31.9	83.0	14.1	2.0	S	13.7	284.5	0.0
8月	38.9	19.4	28.2	96.6	32.6	73.9	15.8	2.4	S	27.5	27.0	0.0
9月	34.2	14.6	23.9	96.7	38.9	80.4	20.7	2.4	S	18.2	301.5	0.0
10月	26.6	8.0	17.2	97.0	29.5	75.8	16.0	2.1	N	19.2	117.0	0.0
11月	20.9	-0.3	11.0	97.4	27.4	72.4	14.9	2.2	N	17.4	40.5	0.0
12月	16.3	-2.1	6.2	97.4	25.0	72.7	15.0	2.2	N	14.6	62.5	0.0
平均	26.6	5.6	15.2	97.2	24.7	71.0	17.4	2.5	-	20.6	101.5	0.0

年間総雨量：1319.5mm

第 2 章 災害予防計画

災害（暴風、豪雨、地震、大雪、その他の異常な自然現象、または大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）の発生を未然に防止するため、平常時において実施する事務及び事業計画は、概ね次のとおりとする。

第 1 節 地盤災害の予防

（第 2 編震災対策計画 第 2 章 第 3 節を準用 P. 66）

第 2 節 都市施設の安全化

第 1 計画方針

風水害による被害の軽減・防止を図るため、都市機能を支える電気、ガス、水道、通信等のライフライン、道路、交通施設、河川等の各種都市施設の安全化を図る。

第 2 ライフライン施設の安全強化〔建設部・水道部・防災関係機関〕

風水害による上下水道施設の被害を最小限に止めるために関係施設の整備強化及び維持管理に努める。電気、ガス、電話施設についても各関係事業者に対し、関係施設の整備強化及び維持管理をお願いする。

第 3 交通施設の安全強化〔建設部、防災関係機関〕

道路、鉄道等は風水害時においては救急救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担うため、各道路管理者、鉄道事業者は、施設の整備強化を図っていく。

第 4 河川施設の安全強化〔建設部、防災関係機関〕

市は、河川管理者の予防対策に積極的に協力するとともに、本市域に係わる河川施設の整備を関係機関に要望していく。

第3節 安全避難の環境整備

(第2編震災対策計画 第2章 第5節を準用 P. 70)

第4節 災害活動体制の整備

(第2編震災対策計画 第2章 第8節を準用 P. 78)

第5節 災害情報収集伝達体制の整備

(第2編震災対策計画 第2章 第10節を準用 P. 86)

第6節 医療体制等の整備

(第2編震災対策計画 第2章 第11節を準用 P. 89)

第7節 物資及び資機材等の備蓄

(第2編震災対策計画 第2章 第12節を準用 P. 91)

第8節 水 害 予 防

治水安全度の向上を図り、台風及び集中豪雨などによる河川被害を軽減し、市民の生命、身体、財産の保護を図る。

第1 河川・治水対策〔建設部〕

1 排水機能の強化

(1) 河川等の改修促進

河川等の出水対策、護岸の崩れなどの危険防止のため、改修整備を県に要望していく。

(2) 雨水対策の強化

浸水被害を防止するため、河川等の改修を県に要望するとともに、道路排水施設や下水道の整備強化とあわせ、浸透施設の整備を進める。

(3) 排水ポンプの整備

内水排水設備として、自然排水が困難な場所に配備する。

2 保水機能の確保

(1) 保水・貯留施設の整備

河川等に流入する雨水量を抑制するため、調整池などの整備を促進する。

(2) 治水対策の適正指導

宅地開発に際しては、流出抑制施設の設置など、治水対策上の適正な指導を行う。

(3) 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し、ゆっくり流出させるため、校庭や駐車場及び集合住宅の棟間等を掘り下げたり、貯留槽を設置して整備する。

(4) 透水性舗装の推進

駐車場や歩道などに透水性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

(3) 緑地の保全

緑地のもつ保水機能を確保するため、開発などにより失われつつある緑の保全に努める。

3 河川環境の整備

排水機能の向上や悪臭防止のため、既設水路等の維持管理を適切に行う。

第2 道路・橋りょう対策〔建設部〕

1 直接災害による被災箇所と予防計画

道路決壊、道路埋塞、路面流出などの直接災害はほとんどが現況から予測することは困難なため、以下の予防対策をとる。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	河川管理を完全にする
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行う
路面流出	市内砂利道全線	路面上の流出による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造を行う

2 間接災害によるもの

間接災害の予防については、河川の氾濫防止のための整備を行う。

3 道路パトロール等の実施

道路等の維持管理の万全を期すとともに災害の予防対策を講じる手段として道路パトロール等を実施する。

第9節 凍霜害予防

凍霜害による茶、その他の農作物の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術的対策等を確立する。

第1 凍霜害防除体制〔環境経済部〕

1 市内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合には、その被害実態の把握をするとともに技術対策等を農家に周知させる。

2 農業協同組合等関係団体は、市と一体となって次の事項を行う。

(1) 凍霜害防除技術の普及、被害実態の把握、前後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ市内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。

また、凍霜害の常襲地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うようにする。

(2) 気象台の発表する霜注意報を把握し、これを関係農家に周知徹底するよう努めるとともに、農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

3 霜注意報等の伝達

市は、県の防災行政無線等によって霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

農業協同組合関係団体は、市からの霜注意報の伝達に基づき、直ちに電話、無線等の方法により関係農家に伝達する。

第10節 雪 害 予 防

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時の都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずる。

第 1 雪害予防〔建設部〕

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通の状況の周知を図る。

2 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、関係機関は除雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

3 電信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は除雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

市及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っていく。

第11節 文化財の災害予防

第1 文化財の災害予防対策〔教育委員会〕

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンジャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助成と指導
- エ 防火施設に対する助成

第12節 応急仮設住宅対策

(第2編震災対策計画 第2章 第6節を準用 P. 74)

第13節 防災組織の育成・強化

(第2編震災対策計画 第2章 第9節を準用 P. 82)

第14節 消防体制の整備

(第2編震災対策計画 第2章 第13節を準用 P. 98)

第15節 防災教育の高揚

(第2編震災対策計画 第2章 第14節を準用 P. 101)

第16節 防災訓練の充実

(第2編震災対策計画 第2章 第15節を準用 P. 105)

第17節 災害時要援護者等の安全確保

(第2編震災対策計画 第2章 第16節を準用 P. 108)

第18節 輸送体制の整備

(第2編震災対策計画 第2章 第18節を準用 P. 116)